

## 1. 「ストレスチェック制度」とは

厚生労働省が定める「労働安全衛生法」が、平成27年12月1日に改定され、新たに事業主に義務付けされた制度。

従業員に対して、厚生労働省が推奨するストレスチェック(32項目又は57項目)を実施し、その結果に基づく医師等の面接指導や、指導結果での就業上の処置を行う。

※任意だが、ストレスチェック結果の集団集計・分析も含まれる。

## 2. 「ストレスチェック制度」の目的

- ①メンタルヘルス不調者の未然防止(一次予防)
- ②従業員(労働者)のストレスへの把握を促す
- ③ストレスの原因となる職場環境の改善に繋げる。

## 3. 実施対象

従業員(労働者)が50名以上いる事業所

\* 労働者数50人未満の事業場は努力義務

## 4. 実施回数

年1回 \* 初回は、平成28年11月30日までには、必ず、1回実施。

## 5. 実施の流れ



## 6. その他注意事項

- ①チェック結果は、事業所が知ることはできない。但し、下記の場合に限り、可能。
  - ・結果の通知後、従業員から同意を得られた場合
  - ・高ストレスと診断され、医師等の面談希望を申し出た場合
  
- ②集団結果については、「部」「課」「グループ」等で個別に数値化  
但し、本人特定がされないように10名以上又は全実施者からの同意の  
いずれかに該当しないと提出できない。  
※「部」「課」「グループ」で10名に満たない場合は、集団結果は提出不可  
※会社全体の集団結果であれば対応可能
  
- ③ストレスチェック結果は、実施者(産業医)又は共同実施者(実施期間)が第  
3者に閲覧されえないように保存・管理する。
  
- ④面接指導の結果は、事業者が5年間保存しなければならない。